
重要事項説明・ご加入内容確認事項（意向把握・確認事項）

※この「重要事項説明」は、加入申込みのお手続きの際にご覧いただく画面をPDF化したものであり、リンク、ボタンを押してもページは切り替わりませんのでご了承ください。

スタート

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」をご確認ください。

【重要事項説明】

情報セキュリティの観点から、お申込の確定まで30分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないドコモのPC版ホームページ（[こちら](#)）にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認ください場合は、そちらをご確認ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険 普通保険約款 および特約」をご確認ください。

※加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本説明の内容を被保険者全員にご説明ください。

●重要事項説明は[こちら](#)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。

重要事項説明は電子ファイルでの提供となります。「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子ファイルを保存されることをおすすめします。



※この画面からダウンロードできない場合には、パソコン等にてドコモのPC版ホームページ（[こちら](#)）からダウンロードしてください。

【ご加入内容確認事項（意向把握・確認事項）】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるようにご加入いただく保険商品がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。[3ff](#)をご確認ください。

＜お申込みに際して＞

以下のご案内・ご説明事項につきまして、改めて内容をご確認される場合は、各項目のリンクをクリックしてください。

[・補償項目のご説明](#)

[・普通保険約款および特約](#)

[・勧誘方針](#)

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等（以下、「引受保険会社」といいます。）*1 を引受保険会社とし、株式会社 NTT ドコム（以下「当社」といいます。）をその代理店とし、当社を保険契約者とし、加入者または加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする一般包括契約（以下、「保険」といいます。）です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として当社が有します。

*1 本保険は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合は[3ff](#)をご覧ください。

※当社は、引受保険会社の代理店として、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行います。また、当社の業務委託先であるキューアンドエー株式会社は、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

● 本説明で用いる用語の解説

- ・ 特約：普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
- ・ 解約：加入者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
解除：引受保険会社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
- ・ 契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項
- ・ 注意喚起情報：ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 本保険の仕組み<契約概要>

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

※海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者（保険の対象となる方）とすることはできません。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

- 基本となる補償（ケガや病気の補償）：傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約*2、治療・救援費用担保特約
- その他の主な特約：疾病死亡保険金支払特約、疾病に関する応急治療・救援費用担保特約、携行品損害担保特約、賠償責任危険担保特約、家族旅行特約*3
- 自動セットされる特約：制裁等に関する特約、戦争危険等免責に関する一部修正特約

*2 始期日における被保険者（保険の対象となる方）の年齢が70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます。

*3 家族型の場合は、家族旅行特約が自動セットされます。

[ページトップへ](#)

2. 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

①基本となる補償<契約概要・注意喚起情報>

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは、約款をご確認ください。

※ ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、引受保険会社からは、その影響がなかったときに相

当する金額がお支払いされます。

●引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

傷害死亡保険金

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）

▶傷害死亡保険金額の全額がお支払いされます。

※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額がお支払いされます。

傷害後遺障害保険金

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

▶（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%がお支払いされます。

*4

※ 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*4 始期日における被保険者（保険の対象となる方）の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

治療・救援費用保険金

治療費用部分

・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合

・海外旅行開始後に発病した病気*5により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

・海外旅行中に感染した特定の感染症*6*8により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額がお支払いされます。

※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

救援費用部分

・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）

・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*9続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）

・病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合

・海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

・海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合

等

▶ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または被保険者の親族*10の方が実際に支出した親族*10のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額がお支払いされます。

治療費用部分・救援費用部分共通

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。

*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。

*6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*7をいいます。

*7 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）であるものに限りません。

*8 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*9 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*10 6親等内の血族、配偶者*11または3親等内の姻族をいいます。

*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りません。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思*12を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます）。

●引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者・被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失

・被保険者（保険の対象となる方）の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ

・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ

・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ

・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用*13

・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用

・海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用

・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

*14

・放射線照射、放射能汚染

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ

等

*13 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、同特約でお支払いの対象となるときを除きます。

*14 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。

②主な特約の概要<契約概要>

疾病死亡保険金支払特約

・海外旅行中に病気で死亡された場合

・海外旅行開始後に発病した病気*15により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

・海外旅行中に感染した特定の感染症*16*18により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

▶疾病死亡保険金額の全額が被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人に支払われます。

*15 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。

*16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*17をいいます。

*17 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

*18 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約

治療費用部分

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*19により医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*19により3日以上*20続けて入院された場合

*19 海外旅行中に生じることについて被保険者（保険の対象となる方）が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*20 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

賠償責任危険担保特約

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

▶損害賠償金の額がお支払いされます。

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金が支払われる場合があります。

※被保険者（保険の対象となる方）が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

携行品損害担保特約

海外旅行中に携行品*21が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

▶携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円）を限度とした損害額がお支払いされます。

※損害額は、損害が生じた携行品の時価額*22とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*22のいずれか低い方とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手

荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金が支払われる場合があります。

※携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

*21 カメラ、カバン、衣類等被保険者（保険の対象となる方）が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品*23をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者（保険の対象となる方）が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。

*22 再取得価額*24から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*23 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

*24 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

家族旅行特約

同行される家族（家族型の被保険者（保険の対象となる方）につきましては「ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする①同居の2親等内のご親族（配偶者、子、兄弟姉妹、父母、祖父母、孫）②別居の未婚のお子様」に限ります。）をまとめてご加入いただく場合にセットする特約です。本特約をセットした場合には、補償内容が一部変更となりますので、「約款」にてご確認ください。

※配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みません（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます）。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

※特約の詳細、本説明に記載のない特約については「約款」をご確認ください。

※家族型の配偶者につきましては、新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みません。

③補償の重複に関するご注意<注意喚起情報>

● 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*25を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

● 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご加入をご検討ください。*26

*25 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。

*26 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④保険金額等の引受条件<契約概要>

・実際に加入者がご加入される保険金額については、申込画面にてご確認ください。

[ページトップへ](#)

⑤保険期間および補償の開始・終了時期<契約概要・注意喚起情報>

保険期間(保険のご契約期間)は旅行期間にあわせて、最長 31 日までの間で設定してください。

・保険期間は、加入手続きを完了した時刻*27 より開始し、住居に帰着した時刻または保険期間最終日の午後 12 時(24 時)のいずれか早い方をもって終了します。

*27 出発日前日以前に加入手続きを完了した場合は、海外旅行の目的をもって住居を出発した時刻となります。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。

・交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、被保険者(保険の対象となる方)が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。

・実際に加入者がご加入される保険期間については、申込画面にてご確認ください。

● 補償の開始時期：保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時

● 補償の終了時期：保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

[ページトップへ](#)

3. 保険料相当額の決定の仕組みと払込方法等

①保険料相当額の決定の仕組み<契約概要>

・保険料相当額は被保険者（保険の対象となる方）の年齢・保険金額・保険期間等により決定されます。実際にお支払いいただく保険料相当額については、申込画面にてご確認ください。

[ページトップへ](#)

②保険料相当額の払込方法＜契約概要・注意喚起情報＞

- ・加入者には、保険料に相当する金額を当社に対し、お支払いいただきます。
- ・保険料相当額は、この通信サービスの翌月のご利用料金と合わせて一時に払い込みください。

[ページトップへ](#)

4. 満期返れい金・契約者配当金＜契約概要＞

・本保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

[ページトップへ](#)

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務＜注意喚起情報＞

申込画面等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に入力してください（当社には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を入力しない場合は、ご加入が引受保険会社により解除され、引受保険会社から保険金が支払われないことがあります。

「★：告知事項」「☆：告知事項かつ通知事項」は以下のとおりです。

・★：告知事項：被保険者（保険の対象となる方）の生年月日、他の保険契約等*28を締結されている場合には、その内容（同時に申込む契約を含みます。）

・☆：告知事項かつ通知事項：海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

*28この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

[ページトップへ](#)

2. クーリングオフ(加入申込みの撤回等)＜注意喚起情報＞

本保険は、保険期間が1年を超えるご加入はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

[ページトップへ](#)

3. 死亡保険金受取人＜注意喚起情報＞

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[ページトップへ](#)

III. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等＜注意喚起情報＞

申込画面等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。ご連絡がない場合は、引受保険会社からお支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合*29は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

*29 下記のお仕事に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細はドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。

プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事〔その他ご連絡いただきたい事項〕（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

加入者の住所等を変更した場合はドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。

[ページトップへ](#)

2. 解約されるとき＜契約概要・注意喚起情報＞

ご加入いただく保険を解約される場合は、ドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時（日曜・祝日・年末年始除く）

※携帯電話、PHS（他社）からもご利用になれます。

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

・ご加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。
・返還される保険料相当額があっても、多くの場合、払い込まれた保険料相当額の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご加入はぜひ継続されることをご検討ください。

[ページトップへ](#)

3. 被保険者（保険の対象となる方）からのお申出による解約＜注意喚起情報＞

被保険者（保険の対象となる方）からのお申出により本保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましてはドコモの保険お問い合わせセンターまでお問い合わせください。また、本内容については、被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

[ページトップへ](#)

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い＜注意喚起情報＞

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたし

ます。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本サービスに関し、代理店である当社を介して提供を受けた個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（PCからwww.tokiomarine-nichido.co.jp）および各引受保険会社のホームページをご確認ください。

・ 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者（保険の対象となる方）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。

[ページトップへ](#)

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

・ ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

・ その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

[ページトップへ](#)

3. 保険会社破綻時の取扱い等<注意喚起情報>

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

・引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*30まで補償されます。

*30 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

[ページトップへ](#)

4. その他ご加入に関するご注意事項<注意喚起情報>

・当社は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

・ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

[ページトップへ](#)

5. 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に東京海上日動トコモの保険サポートデスク(0120-789-199)へご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠

・住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類または証拠

・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等

・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

・被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者（保険の対象となる方）の代理人がいない場合は、被保険者

（保険の対象となる方）の配偶者*31または3親等内のご親族*32（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者（保険の対象となる方）の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*31 法律上の配偶者に限ります。

*32 法律上の親族に限ります。

●「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

[ページトップへ](#)

6. 電話での加入手続き

本保険は、専用サイトを経由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

[ページトップへ](#)

7. 通信環境

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。本保険の成立後、メッセージRで加入者証を送信します。なお、加入者証については、本保険をお申込みいただいた専用サイト上の「加入状況確認・取消」の欄でも確認可能です。また、通信状況により、ご加入手続き完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続きが有効に成立しておりませんので最初からお手続きをやり直してください。

[ページトップへ](#)

8. 接続料金

加入手続きを行う際にかかるパケット通信料は一部を除きお客様の負担となります。

[ページトップへ](#)

9. 通信トラブル時等の責任関係

当社および引受保険会社の責によらない通信手段や端末の障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。なお、当社が提供する通信サービス等の障害等により生じた

損害に対する責任につきましては、当社が別に定める通信サービス約款の規定に従うものとなります。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。

その他については、日本国内の法令によります。

[ページトップへ](#)

●保険の内容に関するご意見・ご相談等はドコモの保険お問い合わせセンターにて承ります。＜注意喚起情報＞

保険に関するご意見・ご相談(国内から)

0120-141-458

受付時間:午前10時～午後6時

(日曜・祝日・年末年始を除く。)

※携帯電話・PHS(他社)からもご利用になれます。

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

●事故のご連絡・保険に関するご相談(海外から)＜注意喚起情報＞

東京海上日動ドコモの保険サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、盗難等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。

東京海上日動ドコモの保険サポートデスク

(海外から)

「+」-81-3-6758-2454

(国内から)

0120-789-199

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。また、戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。なお、引受保険会社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。医師または看護師等は原則として日本語を話せませんのであらかじめご了承ください。

◆一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)＜注意喚起情報＞

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一

般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808（通話料有料）

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

◆ドコモの保険お問い合わせセンター

ご不明点のお問い合わせや解約のお申し出、職業や住所変更の際のご連絡先

0120-141-458

受付時間：午前 10 時～午後 6 時（日曜・祝日・年末年始除く）

※携帯電話、PHS（他社）からもご利用になれます。

※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

◆東京海上日動火災保険株式会社

[ページトップへ](#)

【ご加入内容確認事項（意向把握・確認事項）】

- 1.本保険商品は、海外旅行中のケガや病気等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- 2.申込画面でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- 3.ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、上記ドコモの保険お問い合わせセンターまでお申し出ください。

○保険金をお支払いする主な場合(*)

○保険期間(保険のご契約期間)(*)

○保険金額(ご契約金額)(*)

○保険料相当額(*)

(*)詳細については重要事項説明、約款をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込画面にてご確認ください。

- 4.告知事項画面のご質問事項につき、正しく入力いただきましたか？ 万一、入力誤りがあった場合

は訂正が必要となります。

○告知事項画面の★質問 3(他の保険契約等に関する質問)、☆質問 4(海外旅行中の職業・職務に関する質問)、質問 5(危険な運動に関する質問)について正しく告知いただいていますか？

●家族型の場合のみ以下についてもご確認ください。(*)

○被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認ください。

(家族型の被保険者(保険の対象となる方)につきましては「ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする ①同居の2親等内のご親族(配偶者、子、兄弟姉妹、父母、祖父母、孫) ②別居の未婚のお子様」に限ります。)

※配偶者には新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方、または婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(*)詳細については重要事項説明、約款をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込画面にてご確認ください。

5.重要事項説明の内容についてご確認ください。

お客様にとって不利益となる情報や、「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご不明な点につきましては、トコモの保険お問い合わせセンター
(0120-141-458)までお問い合わせください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

[ページトップへ](#)